



令和7年度第1回社会福祉審議会

困難な問題を抱える女性等への支援について

令和7年9月2日

福祉子どもみらい局 共生推進本部室

困難な問題を抱える女性等への支援について

令和6年4月に施行された

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、
「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定し、
施策に取り組んでいる。



(1) 困難な問題を抱える女性等の現状

- 女性を取りまく状況は、女性の就業率の上昇、働き方の多様化や、婚姻に関する意識や家族関係など変化している。
- 予期せぬ妊娠・出産、女性に対する暴力、生活困窮、性被害問題等、女性が女性であるが故に抱える問題は複雑化し、支援ニーズも一層多様化している。
- 困難な問題を抱える女性をできるだけ生み出さないようにするとともに、困難な問題を抱えた方を自立へとつなげ、社会全体で支援していくことが課題となっている。



売春



人身取引



ストーカー



生活困窮



性被害



DV被害
(女性被害者)



困難な問
題を抱え
る女性

(1) 困難な問題を抱える女性等の現状

県の女性支援やDV被害者支援は、現在、女性支援法及びDV防止法に基づき、

①女性相談支援員、②女性相談支援センター、③女性自立支援施設、④配偶者暴力相談支援センターが中心となり実施

支援の中心となる主な機関

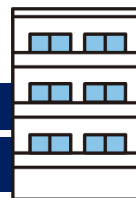
1 女性相談支援員



約145名体制
(県・市)

相談に応じ、本人に必要な適切な情報提供、関係機関との調整を担う

2 女性相談支援センター



1か所

一時保護を行う県内唯一の女性相談支援センター
(住所等非公開) ※県直営

3 女性自立支援施設



1か所

自立支援を行う県内唯一の女性自立支援施設
(住所等非公開) ※県指定管理

4 配偶者暴力相談支援センター



5か所

(女性相談支援C、かなテラス、政令市設置)

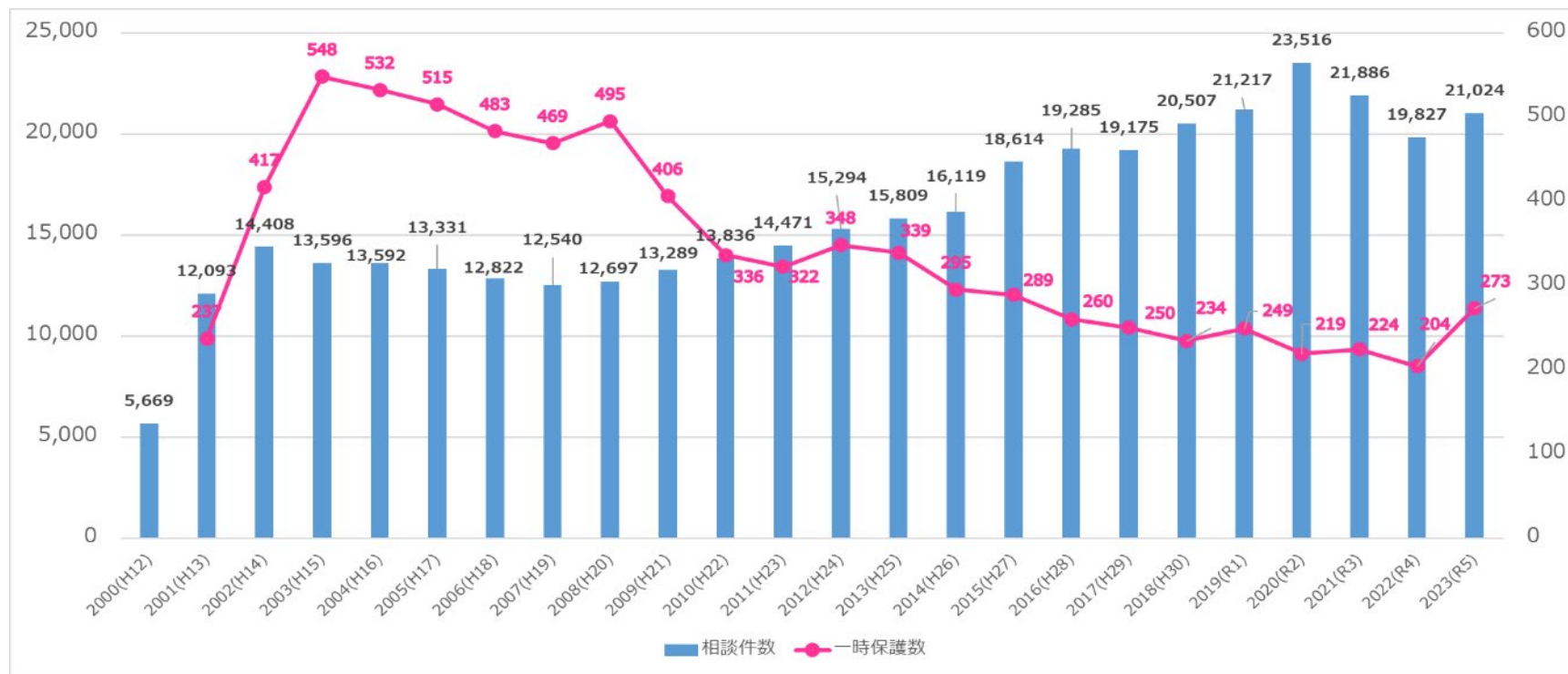
DV被害者に**相談、助言、情報提供**を行う

DV法に基づく**一時保護**を実施

(女性相談支援センターが同センターの一時保護機能を兼ねる)

(1) 困難な問題を抱える女性等の現状

女性相談支援員が受けた相談・一時保護件数



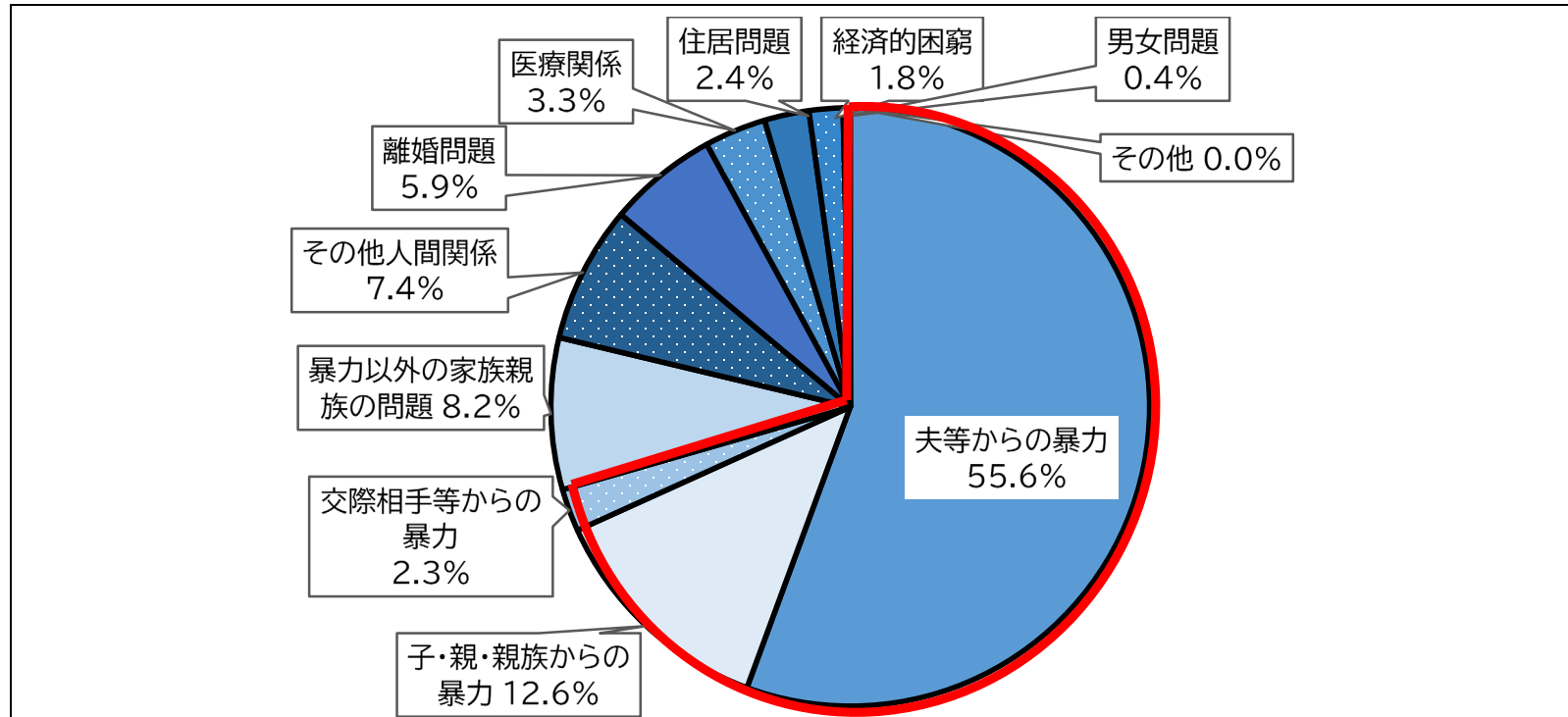
※ 県共生推進本部室調べ

県内の女性相談支援員が受け付けた相談件数は、新型コロナウイルス感染症のまん延当初の2020（令和2）年度をピークに、近年は20,000件前後で推移している。

また、DV被害者や住まいがない方など、当事者の生命を守り、安全を確保するための一時保護件数は、近年200件台で推移している。

(1) 困難な問題を抱える女性等の現状

女性相談支援員が受けた相談の内容



※ 県共生推進本部室調べ

県内の女性相談支援員が受けた相談の主訴として最も多いのが「夫等の暴力」である。

2023（令和5）年度では、「夫等からの暴力」が半数以上を占め、「夫」「子・親・親族」「交際相手」等を合わせると、全体の約7割が暴力被害を主訴としている。

(1) 困難な問題を抱える女性等の現状

県の配偶者暴力相談支援センター等の相談件数

年度	県配偶者暴力相談支援センター		かながわDV相談 LINE ※2	計
	電話・来所等 相談 ※1			
		(うちDV被害者本人からの相談)		
2年度	5,691	4,388	2,245	7,936
3年度	5,410	4,270	3,075	8,485
4年度	5,271	4,100	3,213	8,484
5年度	5,353	4,205	3,197	8,550
6年度	4,887	3,808	3,629	8,516

※1：DV被害者本人からの相談のほか、デートDV、親族・知人からの相談、通報等を含む

※2：かながわDV相談LINEは、配偶者暴力相談支援センターとは別に県が実施する窓口

(2) 令和7年度の主な取組

「困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現」を目標に、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性及びDV被害者に対する支援を実施

ア 神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議の開催

当事者への支援に関わる関係機関が連携・協働した支援に取り組むため、県、市町村、民間団体、関係機関で構成される支援調整会議（令和6年11月設置）において、情報共有や支援内容を検討

〔会議構成〕

代表者会議／実務者会議／個別ケース検討会議

〔代表者会議委員構成〕

学識者、関係団体（女性福祉、司法、保健医療、社会福祉等）、
行政機関（国・市町村・県）、県警など



(2) 令和7年度の主な取組

イ 民間団体との連携

(ア) 民間団体への補助

行政の支援に加えて、当事者に対してよりきめ細かな支援を行うため、困難な問題を抱える女性を早期に発見し、地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援を実施する民間団体に対して、補助を拡充して支援

(イ) 新たな人材育成

多様化・複雑化する支援ニーズに対応する人材の確保に向け、民間団体と連携して人材養成プログラムを作成し、新たに女性支援を担う人材を発掘する人材養成講座（入門編・実践編）を実施

(ウ) 民間団体との協働事業

かながわボランティア活動推進基金21事業において、民間団体と協働し、男性や性的マイノリティのDV被害者への相談・保護・自立支援と、困難を抱えた女性の早期発見のための居場所づくりを行う。



(2) 令和7年度の主な取組

ウ 周知・啓発や未然防止の取組

- 様々な困難を抱え、支援を必要としながらも、相談につながりにくい当事者が適切な支援につながるができるよう、相談窓口周知カードの配布やSNS広告を実施
- 早期発見のための体制整備として、女性支援の必要性・重要性を社会に広く訴え、社会全体の理解を深めるために、シンポジウムの実施や、県ホームページ上の特設サイトの開設等により普及啓発を充実・強化



エ 相談支援の充実

- 本庁と女性相談支援センターに常勤の女性相談支援員を新たに各1名配置
- 女性が抱える多様で複合的な課題に対し、より一層当事者目線に立って支援をしていくため、女性相談支援員の研修の充実や体系化に取り組む。
- かながわDV相談LINEの対象を女性向けから男性にも拡大し、性別に関わりなく相談できる体制を整備

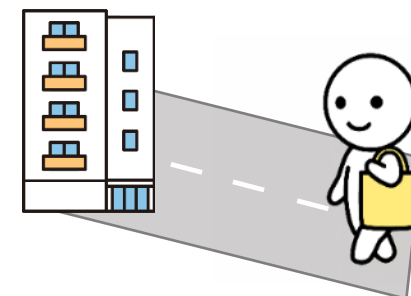
(2) 令和7年度の主な取組

オ 社会とつながりを持った女性支援施設

- 困難な問題を抱える女性が、スマートフォンの利用や、通勤の継続など、社会とのつながりを持ちながら自立を目指すための入所型支援施設「わたしのお家」を設置し、女性の意思を尊重しながら、きめ細やかな支援を実施する。（DV被害者のように加害者の追及の恐れがある方は対象外）

カ 通所型支援

- 困難な問題を抱える女性が、個々の状況や希望、意思に応じて、施設入所ではなく、地域で生活しながら、心理サポートや日常生活支援、行政機関へのつなぎなど、切れ目なく支援を受けられるよう、新たに通所型支援を実施する。
（令和7年度 3か所・9月から2か所で支援開始）



(3) ストーカーやD V被害者への支援強化

ストーカー被害を訴えていた女性の尊い命が失われた事案を受け、ストーカーやD V被害など、困難な問題を抱える女性等からの相談や、心身の安全を守る一時保護を実施する県として、緊急シンポジウムや支援調整会議を開催し、ストーカーやD Vに悩む方のため、被害者目線での支援の課題や対策を検討。

今後、これらの意見を踏まえて施策を検討し、早急に取り組んでいく。



ストーカー被害



D V被害

(3) ストーカーやD V被害者への支援強化

ア 「緊急シンポジウム～当事者目線のストーカー被害防止を考える～」の開催 (R7.6.6)

[登壇者]

黒岩 祐治 (知事)

野口 杏子 氏 (弁護士)

菊池 操 氏 (公益社団法人アマヤドリ 代表理事)

大石 雅之 氏 (大石クリニック院長)

吉川 祐二 氏 (元・警視庁 刑事)

[参加者] 137名(会場参加者)、128名 (L I V E 配信参加者)

[主な意見]

- ・ 相談してくれたことへの勇気に敬意を払うことが大切。
- ・ 揺れ動く被害者の思いにもっと寄り添ってほしい。
- ・ 何度も同じ辛かった話をしなくて済むように、支援する側が情報を共有してほしい。
- ・ 今日初めて相談窓口を知った。
- ・ どこに相談してもワンストップで支援につながる仕組みが必要。



(3) ストーカーやD V被害者への支援強化

イ 神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議の開催（第2回 R7.6.12）

〔報告事項〕

- （1）ストーカー被害者、D V被害者に対する県の支援施策について
- （2）緊急シンポジウム実施結果の概要について

〔議事〕

- （1）女性等支援に係る周知広報について
- （2）被害者支援の連携体制と必要な施策について

〔参加者〕 学識者、関係団体（女性福祉、司法、保健医療、社会福祉等）、
行政機関（国・市町村・県）、県警など計28名

〔主な意見〕

- ・ 切れ目ない支援のため、被害者を複数の機関が見守ることが大切。
- ・ D Xを活用して情報連携をすることを検討してはどうか。
- ・ ターゲットの年代や状況によって、SNSなど広報の種類、方法を工夫していく必要がある。
- ・ 一時保護体制の強化が必要。

